

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2020.4.13

SBI米国株(NYSE FANG+) トリプル・ベア

追加型投信／海外／株式／特殊型(ブル・ベア型)

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
追加型	海外	株式	特殊型(ブル・ベア型)	債券(社債)	年1回	北米	あり(フルヘッジ)	ブル・ベア型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBI米国株(NYSE FANG+)トリプル・ベア」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年3月27日に関東財務局長に提出しており、2020年4月12日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日
資本金:4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,683億82百万円
※2020年1月末現在
受託会社:みずほ信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>
SBIアセットマネジメント株式会社
●ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>
●電話番号 03-6229-0097
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、特定のユーロ円債(米国次世代テクノロジー関連銘柄・インバース型3倍レバレッジ連動債、以下「ユーロ円債」といいます。)を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きがNYSE FANG+™ 指数(米ドルベース)の値動きの概ね3倍程度逆となることをめざして運用を行います。

NYSE FANG+™ 指数とは、高い知名度を有する米国上場企業を対象に構成された株価指数(米ドルベース)で、フェイスブック(Facebook)、アマゾン・ドット・コム(Amazon.com)、ネットフリックス(Netflix)、グーグル(Google)など10銘柄に等金額投資したポートフォリオで構成され3カ月に1回、等金額となるようリバランスされます。以下「FANG+指数」ということがあります。

ファンドの特色

- 1 主として、ユーロ円債に投資することにより、NYSE FANG+指数(米ドルベース)の値動きの概ね3倍程度逆となる投資成果をめざします。
- 2 ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- 3 組入れユーロ円債の取引対象となるスワップ取引を通じて、実質的な為替ヘッジ効果の享受をめざします。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ボルト・インベストメンツ・ピーエルシー(VAULT Investments plc)の発行するユーロ円債に投資することにより、NYSE FANG+指数の値動きの概ね3倍程度逆となる投資成果をめざします。



SPC(特別目的会社)は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とした、NYSE FANG+指数の概ね3倍逆に連動する担保付スワップ取引を行います。

<ボルト・インベストメンツ・ピーエルシー(VAULT Investments plc)>

分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産は保管会社によって分別保管されています。

<クレディ・スイス・インターナショナル>

- ・チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループAGの一員で、イギリス及びウェールズの会社法に基づき1990年に設立・登録されました。
- ・主な業務は、金利、為替、株式、コモディティ及びクレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業です。
- ・クレディ・スイス・グループは世界50カ国以上に拠点を持ち、世界中の法人及び富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配方針

毎決算時(年1回、4月21日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約券付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

基準価額の値動きにかかる留意事項

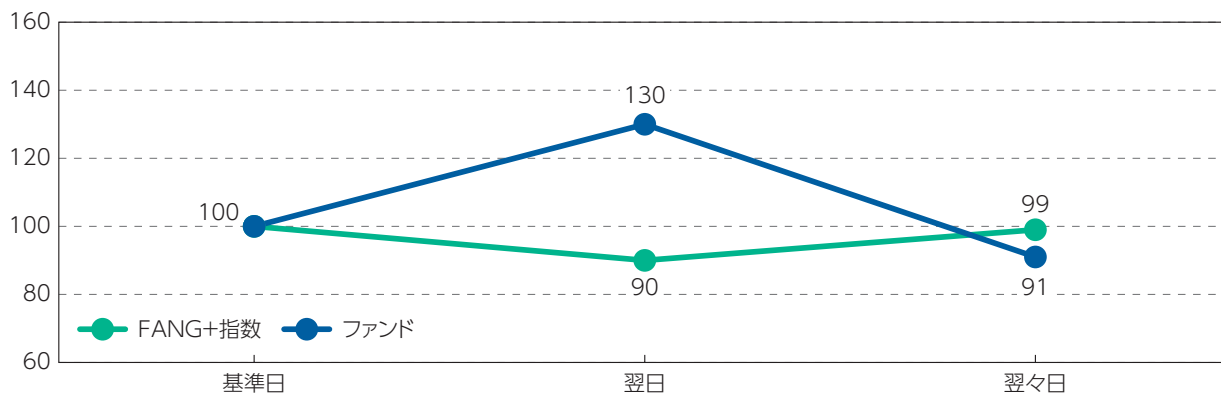
本ファンドは、日々の基準価額の値動きがNYSE FANG+指数(米ドルベース)の値動きの「概ね3倍程度逆」となる投資成果をめざして運用を行います。したがって、日々運用目標が達成された場合でも、**ファンドの保有期間が2日以上となった場合には、「概ね3倍程度逆」の投資成果が得られるものではありません**のでご注意ください。

1. ファンドの保有期間が2日以上となった場合の投資成果は、同期間中のFANG+指数の値動きと比較し「概ね3倍程度逆」とはなりません。

(例) FANG+指数が基準日の翌日に10%下落し、翌々日に前日比で10%上昇した場合

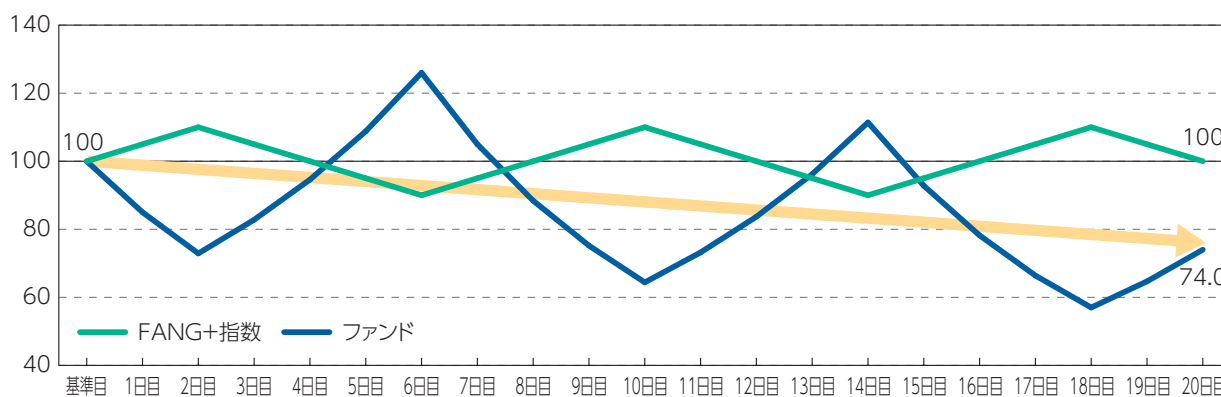
	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日との比較
	価格	価格	前日比騰落率	価格	前日比騰落率	
FANG+指数	100	90	-10%	99	+10%	-1%
ファンド	100	130	+30%	91	-30%	-9%

基準日と翌々日と比較すると、FANG+指数が1%の下落に対して、ファンドは9%の下落となり、「概ね3倍程度逆」とならないことが分かります。



2. FANG+指数が上昇と下落を繰り返しながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が押し下げられる傾向となります。

(例) FANG+指数の基準日を100とし、その後、上・下10の幅で上昇と下落を20日間繰り返した場合



ファンドの基準価額は、FANG+指数が基準日と同じ100となった場合でも、74と大きく押し下げられることが分かります。

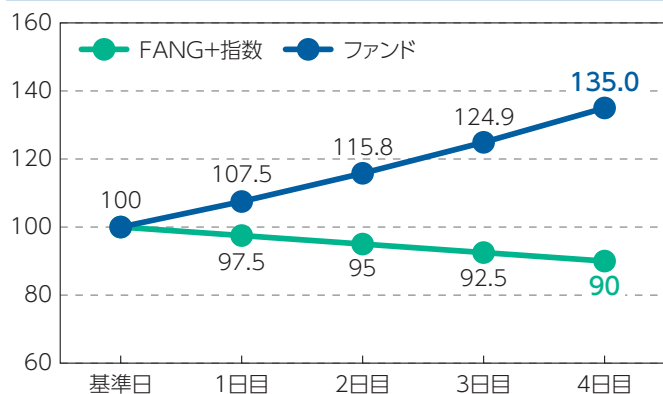
- 上記はFANG+指数の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、FANG+指数の値動きに対し3倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

追加的記載事項

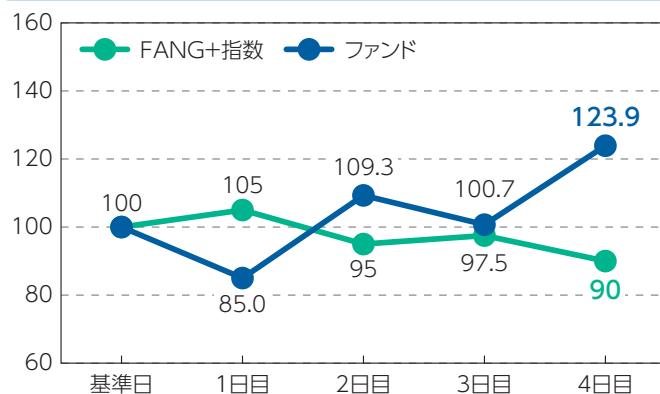
3. FANG+指数が一方向に動き続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合を比較すると、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例1) FANG+指数が一方向に下落を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら下落した場合

FANG+指数が一方向に下落を続けた場合



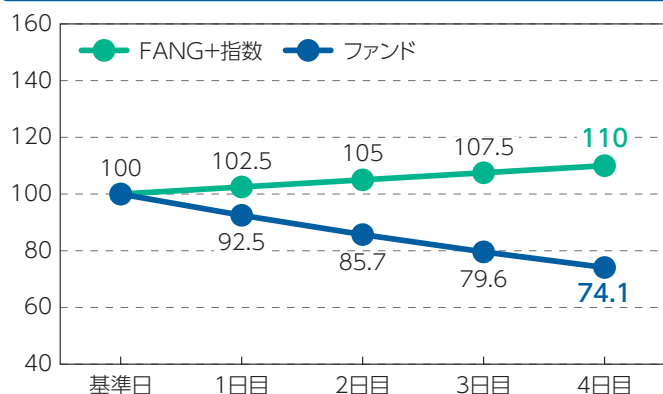
FANG+指数が上昇と下落を繰り返しながら下落した場合



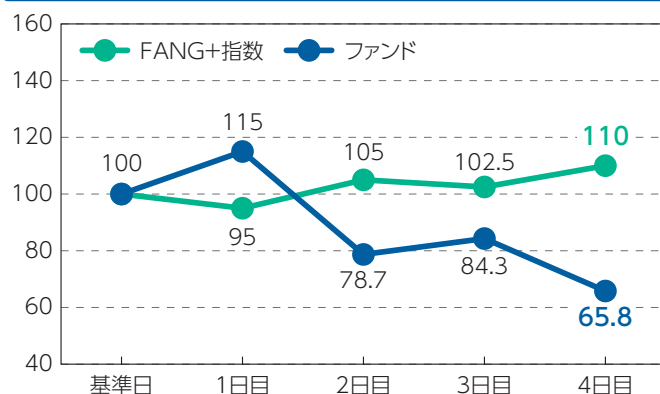
4日目にFANG+指数がともに90となった場合でも、ファンドはそれぞれ「135.0」、「123.9」と上昇と下落を繰り返しながら下落した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例2) FANG+指数が一方向に上昇を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合

FANG+指数が一方向に上昇を続けた場合



FANG+指数が上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合



4日目にFANG+指数がともに110となった場合でも、ファンドはそれぞれ「74.1」、「65.8」と上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

- 上記はFANG+指数の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、FANG+指数の値動きに対し3倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

4. 日々の基準価額の値動きがFANG+指数の値動きの「概ね3倍程度逆」となることをめざして運用を行いますが、「ちょうど3倍逆」には限りません。
なお、その主な要因は次のとおりですが、以下に限定されるものではありません。

- ◆本ファンドにおける運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ◆本ファンドが投資対象とするユーロ円債に起因するもの
 - 1) FANG+指数の値動きの概ね3倍程度逆とする戦略にかかる管理及び取引費用
 - 2) FANG+指数の値動きの概ね3倍程度逆とする戦略において実質的に行われる為替取引費用
 - 3) 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、必要な取引数量の全部または一部についてその取引が成立しない場合
 - 4) 取引を行う市場における取引規制

●NYSE® FANG+™ 指数について

参照元であるICE Data Indices, LLC (以下「ICEデータ」)は、許諾を得て使用しているものです。「NYSE® FANG+™ 指数」は、ICEデータまたはその関連会社のサービスマーク／商標であり、SBIアセットマネジメント株式会社はNYSE® FANG+™ 指数(「本指数」)とともにSBI米国株(NYSE FANG+)トリプル・ベア(以下「本ファンド」)に関連して使用することを許諾されています。SBIアセットマネジメント株式会社は、ICEデータ、その関連会社または第三者サプライヤ(以下「ICE データ及びそのサプライヤ」)から後援(支援)、承認、販売または販売促進のいずれも受けていません。

ICEデータ及びそのサプライヤは、一般的には証券への投資の推奨、具体的には本ファンドへの投資の推奨について、また一般的な株式市場の値動きに追随するにあたっての本指数の信頼性もしくは能力についていかなる表明または保証も行いません。ICEデータとSBIアセットマネジメント株式会社との関係は、所定の商標及び商号ならびにそれらの本指数または構成銘柄の使用許諾に限定されます。本指数は、ICEデータがライセンサーまたは本ファンドもしくはその保有者を考慮することなく決定し、構成し、算出するものです。ICEデータは、本指数を決定、構成または算出する際に、ライセンサーまたは本ファンドもしくはその保有者のニーズを考慮する責任を負いません。ICEデータは、本ファンドの設定時期、価格もしくは数量の決定または本ファンドの価格、販売、購入もしくは償還の決定または算出について責任を負わず、それらに関与していません。特定のカスタム指数算出サービスを除き、ICEデータが提供する情報はすべて、一般的な性質のものであり、ライセンサーその他個人、法人または個人のグループのニーズに合わせたものではありません。

ICEデータは、本ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連していかなる義務も責任も負いません。ICEデータは、投資アドバイザーではありません。指数に証券が含まれていても、ICEデータが当該証券の購入、販売、保有を推奨するものではなく、投資アドバイスを意味するものでもありません。

ICEデータ及びそのサプライヤは、指数、指数データ及びそれらに含まれ、関連し、または由来するあらゆる情報(「指数データ」)を含め、市場性または特定の目的もしくは使用への適合性の保証を含むあらゆる保証及び表明(明示的か黙示的かを問いません)を否認します。ICEデータ及びそのサプライヤは、「現状有姿」で提供される指数及び指数データの適切性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害賠償金または賠償責任の対象にもなりません。お客様は、指数及び指数データをお客様ご自身のリスクで使用するものとします。

Source ICE Data Indices, LLC (“ICE Data”), is used with permission. “NYSE® FANG+™ Index” is a service/trade mark of ICE Data Indices, LLC or its affiliates and has been licensed, along with the NYSE® FANG+™ Index (“Index”) for use by SBI Asset Management Co., Ltd. in connection with SBI US Equity Fund(NYSE FANG+)Triple Bear (the “Product”). Neither the SBI Asset Management Co., Ltd., as applicable, is sponsored, endorsed, sold or promoted by ICE Data Indices, LLC, its affiliates or its Third Party Suppliers (“ICE Data and its Suppliers”). ICE Data and its Suppliers make no representations or warranties regarding the advisability of investing in securities generally, in the Product particularly, the Trust or the ability of the Index to track general stock market performance. ICE Data’s only relationship to SBI Asset Management Co., Ltd. is the licensing of certain trademarks and trade names and the Index or components thereof. The Index is determined, composed and calculated by ICE Data without regard to the LICENSEE or the Product or its holders. ICE Data has no obligation to take the needs of the Licensee or the holders of the Product into consideration in determining, composing or calculating the Index. ICE Data is not responsible for and has not participated in the determination of the timing of, prices of, or quantities of the Product to be issued or in the determination or calculation of the equation by which the Product is to be priced, sold, purchased, or redeemed. Except for certain custom index calculation services, all information provided by ICE Data is general in nature and not tailored to the needs of LICENSEE or any other person, entity or group of persons. ICE Data has no obligation or liability in connection with the administration, marketing, or trading of the Product. ICE Data is not an investment advisor. Inclusion of a security within an index is not a recommendation by ICE Data to buy, sell, or hold such security, nor is it considered to be investment advice.

ICE DATA AND ITS SUPPLIERS DISCLAIM ANY AND ALL WARRANTIES AND REPRESENTATIONS, EXPRESS AND/OR IMPLIED, INCLUDING ANY WARRANTIES OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE OR USE, INCLUDING THE INDICES, INDEX DATA AND ANY INFORMATION INCLUDED IN, RELATED TO, OR DERIVED THEREFROM (“INDEX DATA”). ICE DATA AND ITS SUPPLIERS SHALL NOT BE SUBJECT TO ANY DAMAGES OR LIABILITY WITH RESPECT TO THE ADEQUACY, ACCURACY, TIMELINESS OR COMPLETENESS OF THE INDICES AND THE INDEX DATA, WHICH ARE PROVIDED ON AN “AS IS” BASIS AND YOUR USE IS AT YOUR OWN RISK.

The English version of the disclaimer will prevail.

基準価額の変動要因

本ファンドは、主としてユーロ円債への投資を通じて、日々の基準価額の値動きが、NYSE FANG+指数(米ドルベース)の値動きに対して概ね3倍程度逆となることをめざして運用を行います。**NYSE FANG+指数(米ドルベース)の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。**したがって、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。**投資信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に株式の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢、市場環境・受給を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。本ファンドは、NYSE FANG+指数(米ドルベース)の値動きに対して、概ね3倍程度逆となることをめざして運用を行うため、当該指数を構成する株式の価格が上昇し、当該指数が上昇した場合には、基準価額が大きく下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	本ファンドは、日々の基準価額の値動きがFANG+指数の値動きの「概ね3倍程度逆」となることをめざして運用を行います。ただし、「ちょうど3倍逆」になるとは限りません。その主な要因は以下のとおりです。 ◆本ファンドにおける運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担 ◆本ファンドが投資対象とするユーロ円債に起因するもの 1) FANG+指数の値動きの概ね3倍程度逆とする戦略にかかる管理及び取引費用 2) FANG+指数の値動きの概ね3倍程度逆とする戦略において実質的に行われる為替取引費用 3) 市場の大幅な変動や流動性の低下等により、必要な取引数量の全部または一部についてその取引が成立しない場合 4) 取引を行う市場における取引規制
換金性等が制限されるリスク	主として、以下のような状況が発生した場合には、換金の受付を中止または取消しさせていただく場合があります。 ・金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき。
信用リスク	有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 <クレディ・スイス・インターナショナルとのスワップ取引に関するリスク> 主要投資対象とするユーロ円債が行うスワップ取引はクレディ・スイス・インターナショナルが取引先となりますが、取引先の倒産等によりスワップ契約が不履行になるリスクがあります。その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

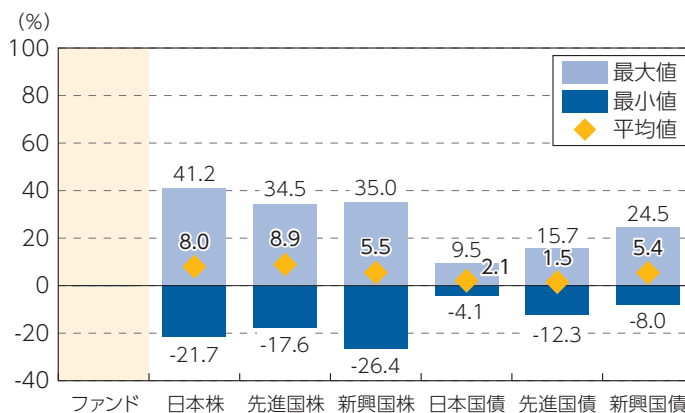
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは、2020年4月14日より運用開始予定であるため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス：2015年2月～2020年1月



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドの運用は、2020年4月14日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

- 日本株…Morningstar 日本株式
- 先進国株…Morningstar 先進国株式(除く日本)
- 新興国株…Morningstar 新興国株式
- 日本国債…Morningstar 日本国債
- 先進国債…Morningstar グローバル国債(除く日本)
- 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て利子・配当込みのグロス・リターン指数です。

〈各指数の概要〉

- 日本株**：Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株**：Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株**：Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債**：Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債**：Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債**：Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

本ファンドの運用は、2020年4月14日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

本ファンドにベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	ニューヨークの証券取引所の休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として 取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2020年4月13日(月) 継続申込期間：2020年4月14日(火)～2021年7月21日(水) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない 事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金 (解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	2022年4月21日(木)まで(設定日：2020年4月14日(火)) 信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合 ・NYSE FANG+指数が改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年4月21日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2021年4月21日(水)となります。
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることを お勧めします。

手続・手数料等

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.913% (税抜：年0.83%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分(税抜)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.45%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.35%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.45%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	販売会社	年0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	年0.45%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価											
販売会社	年0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
投資対象とする ユーロ債	<p>年0.08%程度</p> <p>*投資対象とするユーロ債の管理費用等</p>													
実質的な負担*	<p>年0.993% (税込)程度</p> <p>*ファンドが実質的に投資対象とするユーロ債の管理費用等を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。</p>													
その他の費用 及び手数料	<p>信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>													

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合 NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は2020年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

